

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護士池邊甚一郎の上告趣意は末尾添附の書面記載のとおりであつてこれに対する当裁判所の判断は次のとおりである。

論旨第一点及び第二点は法令違反若くは事実誤認の主張であつて刑訴四〇五条所定の上告理由にあたらぬ。

同第三点は原審において弁護人の控訴趣意として主張せず且つ原判決の判断しなかつた事項について憲法違反の主張をするものであつて適法な上告理由とならぬのみならず、賭博及び富籤に関する行為が風俗を害し公共の福祉に反するものというべきこと勿論であつて、政府乃至都道府県が自ら賭場開帳凶利若くは富籤罪と本質上同一の行為を為すこと自体が適法であるか否か又これを認める立法の当否は問題となるが現に犯罪行為と本質上同一である或る種の行為が行われているという事実並にこれを公認している立法があるということだけから国家自身一般に賭博並に富籤に関する罪を公認したものとかこれが処罰を定めた刑法第二三章賭博及び富籤に関する各条項が当然に失効したものということとはできない。(昭和二五年(れ)第二八〇号同年十一月二二日大法廷判決参照)然るに所論は刑法一八六条が当然失効したことを前提とするもので採ることができない。なお記録を精査しても刑訴四一條に該当する事由は認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号に従い全裁判官一致の意見により主文のとおり決定する。

昭和二六年五月一日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官

長 谷 川

太 一 郎

裁判官	井	上	登	
裁判官	島		保	
裁判官	河	村	又	介